

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(企業出納員等の設置及び任命)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 現金取扱員を置き、<u>局本庁にあつては総務係長を、事業所にあつては庶務課長の職にある者をもつて充てる。</u></p> <p>(出納事務の委任)</p> <p>第6条 企業局長は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事項の権限を企業出納員、物品出納員及び現金取扱員に委任する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任を受ける者</th> <th style="text-align: center;">委任をする事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現金取扱員</td> <td style="text-align: center;">直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務</td> </tr> </tbody> </table>	委任を受ける者	委任をする事務	(略)		現金取扱員	直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務	<p>(企業出納員等の設置及び任命)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>事業所に現金取扱員を置き、庶務課長の職にある者をもつて充てる。</u></p> <p>(出納事務の委任)</p> <p>第6条 企業局長は、出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事項の権限を企業出納員、物品出納員及び現金取扱員に委任する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任を受ける者</th> <th style="text-align: center;">委任をする事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現金取扱員</td> <td style="text-align: center;"><u>事業所において、直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務</u></td> </tr> </tbody> </table>	委任を受ける者	委任をする事務	(略)		現金取扱員	<u>事業所において、直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務</u>
委任を受ける者	委任をする事務												
(略)													
現金取扱員	直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務												
委任を受ける者	委任をする事務												
(略)													
現金取扱員	<u>事業所において、直接現金及び有価証券を領収する場合における当該現金及び有価証券の出納保管事務</u>												

附 則

この規程は、公布の日から施行する。